

訪問看護ステーションほほえみ重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	飯能市
代表者役職・氏名	飯能市長 新 井 重 治
所在地	埼玉県飯能市大字双柳1番地の1
電話番号	042-973-2111（代表）

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名	飯能市訪問看護ステーションほほえみ
訪問看護事業所番号	1162690022
所在地	埼玉県飯能市大字虎秀25番地1
電話番号	042-978-1922
FAX 番号	042-970-2540
通常の事業の実施地域	飯能市、日高市、入間市（うち野田地区に限る）

(2) 営業日及び営業時間

- ① 営 業 日 月曜日～金曜日
- ② 営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ③ 休 業 日 土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

(3) 事業所の職員体制

	資 格	常勤	非常勤	計	業 務 内 容
管 理 者	看 護 師	1名		1名	従業者及び業務の管理 訪問看護に関すること
従 事 者	保 健 師	1名		1名	訪問看護に関すること
	看 護 師		2名	2名	訪問看護に関すること
	准 看 護 師	1名		1名	訪問看護に関すること
	理学療法士				訪問リハビリに関すること
事 務 職 員			1名	1名	保険給付請求

3 サービスの内容

- (1) 病状、心身の観察をします。
- (2) 床ずれの予防や手当をします。
- (3) 身体の動かし方や移動の仕方をお教えし、車椅子による散歩の介助、
又ご自宅でできるリハビリテーションを行います。
- (4) チューブ、管等を装着されている方には、管理のお手伝い又は、方法
をお教えします。(医師の指示によりカテーテル類の交換も致します。)
- (5) ご家族からの療養上の相談に応じます。
- (6) 体を拭いたり、髪を洗ったり、入浴の介助を行います。
- (7) 食事や排泄の介助を行います。
- (8) 認知症患者の看護
- (9) その他医師の指示による医療処置

4 利用料、その他の費用の額

- (1) 利用料金表 (地域区分 6 級地) 1 単位当たりの単位 10.42 円

サービスの利用時間	1 単位 10.42 円	費用額 (10 割)	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
○看護師の場合					
20 分未満	314	3,271 円	328 円	655 円	982 円
20 分以上 30 分未満	471	4,907 円	491 円	982 円	1,473 円
30 分以上 1 時間未満	823	8,575 円	858 円	1,715 円	2,573 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128	11,753 円	1,176 円	2,351 円	3,526 円
※准看護師が行う場合は所定単位数の 10% 減の算定					
○理学療法士の場合	294	3,063 円	307 円	613 円	919 円
(1 回あたり 20 分)					
※1 日に 2 回を超えて行う場合は 所定単位数の 10% 減の算定					

加算の種類	要 件	利用料	利用者負担		
			1 割	2 割	3 割
初回加算（Ⅰ）	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対し病院、診療所等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合	3,647 円/月	365 円	730 円	1,095 円
初回加算（Ⅱ）	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対し病院、診療所等から退院した翌日以降に初回の訪問看護を行った場合 新規利用者は初回のサービスを提供した月 継続利用者は要支援から要介護に介護度が変更になった月 過去2ヵ月間（歴月）利用がない場合	3,126 円/月	313 円	626 円	938 円
複数名訪問加算（Ⅰ）	同時に2人の看護師が1人の利用者に対し訪問した場合（利用者やその家族が同意の場合）	2,646 円（30分未満）	265 円	530 円	794 円
		4,188 円（30分以上）	419 円	838 円	1,257 円
複数名訪問加算（Ⅱ）	同時に看護師と看護補助者が1人の利用者に対し訪問した場合（利用者やその家族が同意の場合）	2,094 円（30分未満）	210 円	419 円	629 円
		3,303 円（30分以上）	331 円	661 円	991 円
退院時共同指導加算	病院・診療所又は介護老人保健施設に入院・入所中の方に対して主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	6,252 円	626 円	1,251 円	1,876 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	従業者が専門性に係る適切な評価・キャリアアップを推進する体制及び早期離職を防止する体制を評価した加算 勤続7年以上の者が30%以上の職員体制	62 円/回	7 円	13 円	19 円

- ① 介護保険からの給付サービスを利用する場合の負担額は、原則として上記金額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合（1割、2割又は3割）をかけた額になります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用料金は全額自己負担となります。
- ② サービスの利用時間は、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた時間を基準とします。
- （2）介護保険に含まれないサービス等については、別に実費をいただきます。
- （3）通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、交通費をいただきます。通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額です。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道2km未満100円、2km～5km未満200円、5km～10km未満300円、10km～15km未満400円、15km～20km未満500円、20km以上1km増す毎に50円追加となります。

(4) 死後の処置料は10,000円とします。(介護保険非該当)

(5) 利用料は、月毎の合計金額を翌月に集金させていただきます。

(領収書は医療費控除の還付請求の際に必要なになります。)

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

サービスの利用開始については、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書にてお申し出下さい

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合は、終了1か月前までに文書で通知いたします。

③ 次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が入院や介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援と認定された場合
- ・ 利用者が死亡した場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者のサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、利用者やご家族などが、当事業所や事業所のサービス従事者に対して本契約を継続

し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6 秘密保持

- (1) 地方公務員法に基づき、従事者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者である期間及び従事者でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従事者と飯能市との雇用契約の内容としています。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の 個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で 同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのため のガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、利用者の所在する市町村、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、家族、担当ケアマネジャー等へ連絡をいたします。

主治医	医療機関名	
	氏 名	
	電 話	
ご家族	氏 名	
	電 話	
担当 ケアマネジャー	居宅事業所名	
	氏 名	
	電 話	

9 サービス提供に関する苦情・相談窓口

(1) 当事業所（訪問看護ステーションほほえみ）

担 当 管理者 中山 昌子

電話番号 042-978-1922

受 付 日 月曜日～金曜日（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

(2) その他

当事業所以外に、市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口にご相談することができます。

① 飯能市役所 介護福祉課 (042-973-2111)

② 日高市役所 長寿生きがい課 (042-989-2111)

③ 入間市役所 介護保険課 (04-2964-1111)

④ 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係

(苦情対応専用 048-824-2568)

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、
重要な事項を説明しました。

所 在 地 埼玉県飯能市大字虎秀 2 5 番地 1

事 業 所 名 飯能市訪問看護ステーションほほえみ

担 当 者 (氏名) 印

私は、契約書及び文書面より、事業者から訪問看護についての重要事項の説明
を受けましたので、訪問看護の契約をいたします。

利 用 者 (住所)

(氏名) 印

代 理 人 (住所)

(家族)

(氏名) 印

当事業所における個人情報の利用目的について

当事業所では以下の利用目的に限定して、利用者様及びご家族様の個人情報を収集しております。

1 当事業所内での利用目的

- (1) 利用者様に提供するサービス
- (2) 保険事務
- (3) 会計及び経理事務
- (4) 事故等の報告
- (5) 利用者様へのサービスの向上
- (6) 学生等の実習への協力
- (7) サービスの質の向上を目的とした事例研究

2 事業所外への情報提供としての利用目的

- (1) ご家族様への説明
- (2) 医療機関、薬局、介護サービス事業者、公的機関等との連携・照会及び照会への回答
- (3) 保険事務の委託
- (4) 審査支払機関へのレセプトの提出
- (5) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- (6) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

3 その他の利用目的

- (1) サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成
- (2) 外部監査機関への情報提供

4 使用する期間

契約で定める期間

5 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係や以外のものに漏れることのないよう細心の注意を払います。
- (2) サービス担当者会議など個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておきます。

個人情報使用の同意書

飯能市訪問看護ステーションほほえみの管理運営業務における情報提供を行うに当たり、利用者の個人情報及び利用者の家族の個人情報を使用することを承諾し同意します。

令和 年 月 日

利 用 者 (住所)

(氏名)

印

家族の代表 (住所)

(氏名)

印

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆いたしました。

署名代筆者 (住所)

(氏名)

印

飯能市訪問看護ステーションほほえみ運営規程

(令和5年8月1日現在)

1 事業の目的

この規程は、飯能市が開設する飯能市訪問看護ステーションほほえみ（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問看護師等が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とします。

2 事業の運営方針

- (1) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- (2) 事業所の従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、訪問看護計画を作成し計画に沿って、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
- (3) 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健・医療又は福祉サービスを提供する者と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3 事業所の名称及び所在地

- (1) 事業所名 飯能市訪問看護ステーションほほえみ
- (2) 事業者番号 1162690022
- (3) 所在地 〒357-0204 埼玉県飯能市大字虎秀25番地1
- (4) 電話番号 042-978-1922

4 事業所の職員体制及び業務内容

- (1) 管理者 1人

指定訪問看護の提供に当たるほか、訪問看護事業所の従業者及び業務

の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

(2) 看護師等

看護職員 3人以上(常勤換算後の人数)

理学療法士等 1人以上

指定訪問看護等の提供に当たります。

なお、看護職員(准看護師を除く)は介護訪問看護計画書及び介護訪問看護報告書を作成します。

また、理学療法士等が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員(准看護師を除く)と理学療法士等が連携して作成します。

事務職員 1名

事業の実施に当たって必要な事務を行います。

5 営業日及び営業時間

(1) 営業日 月曜日～金曜日

(2) 営業時間 午前8時30分～午後5時15分

(3) 休業日 土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

6 指定訪問看護の内容

(1) 病状、心身の観察をします。

(2) 床ずれの予防や手当をします。

(3) 身体の動かし方や移動の仕方をお教えし、車椅子による散歩の介助、又ご自宅でできるリハビリテーションを行います。

(4) チューブ、管等を装着されている方には、管理のお手伝い又は、方法をお教えします。(医師の指示によりカテーテル類の交換も致します)

(5) ご家族からの療養上の相談に応じます。

(6) 体を拭いたり、髪を洗ったり、入浴の介助も行います。

(7) 食事や排泄の介助を行います。

(8) 認知症患者の看護

(9) その他医師の指示による医療処置

7 利用料

(1) 指定訪問看護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護報酬の1割、2割又は3割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用料は全額自己負担となります。

(2) 介護保険に含まれないサービス等については、別に実費をいただきます

(3) 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、通常の事業の実地地域を越えた地点からその実費をいただきます。なお自動車を使用した場合の交通費は次の額とします。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道2km未満100円、
2km～5km未満200円、5km～10km未満300円、10km～15km未満400円、
15km～20km未満500円、20km以上1km増す毎に50円追加となります。

(4) 死後の処置料は10,000円とします。

(5) 利用料は、月毎の合計金額を、翌月に集金させていただきます。

8 通常の事業の実施地域 飯能市・日高市・入間市（うち野田地区に限る）

9 緊急時等における対応方法

事業の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

10 苦情処理

(1) 指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。

(2) 提供した指定訪問看護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助

言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

- (3) 提供した指定訪問看護に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (4) 提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めます。

1 1 事故発生時の対応

- (1) 事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、利用者の所在する市町村、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (3) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 2 虐待防止に関する事項

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 看護師等に対して、虐待の防止のための研修会を定期的実施します。
- (4) 虐待防止に掲げる措置を適切に行うための担当者を置きます。
- (5) 事業所はサービス提供中に、当該事業従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 3 個人情報の保護

- (1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

- (2) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

1 4 その他運営に関する重要事項

- (1) 従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の体制を整備します。
- 採用時研修 採用後 3 か月以内
- 継続研修 年 3 回
- (2) 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。
- (4) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は飯能市長と協議に基づいて定めるものとする。

(施行期日)

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。 この規程は、平成 19 年 11 月 20 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 9 日から施行する。 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 30 日から施行する。 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 この規程は、平成 25 年 8 月 8 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 1 月 17 日から施行する。 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する（虐待防止に関する事項の追加等）。